

## 江戸川区立新堀小学校 P T A 表彰規程

第1条 本規程は、本会の規約第9章第21条に基づき定める。

第2条 本規程は、PTA活動に貢献した方へ感謝の気持ちを表すことを目的とし、表彰は記念品を贈呈して行う。

第3条 次の各号に該当するものを表彰の対象とする。

- a. 本部役員を2年以上務めた者。
- b. 運営委員三役(本部役員を除く)を通算3年以上務めた者。
- c. 本校の教職員として勤務した者。
- d. その他、特別に貢献したと認められる者。

第4条 記念品は、「会計規程」の細則で定める金額、内容とする。

第5条 表彰は、保護者においては1人1回とし末子の卒業時、教職員は転任または退職に際して行うものとする。

第6条 表彰は3月総会にて行う。

付記 本規程以外に協議すべき事項が発生した場合は、運営委員会で協議決定する。

付則 本規程は2007年(平成19年)4月1日より実施する。